

○沖縄県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について
(平成8年5月30日沖例規務第4号／生企第3号／捜一第5号／交企第2号／備一第1号)

改正 平成20年12月沖例規務第5号 平成25年3月26日沖例規務第4号
平成26年3月31日沖例規務第3号 平成27年3月6日沖例規務第2号
平成29年3月31日沖例規務第6号 平成30年3月30日沖例規務第4号
平成31年3月29日沖例規務第2号 令和2年3月31日沖例規務第5号
令和3年3月31日沖例規務第13号 令和4年3月31日沖例規務第7号

本県警察における被害者支援の総合的な取組みの方針、施策等を決定し、効果的に推進するため、別添のとおり「沖縄県警察被害者支援推進委員会設置要綱」を制定し、平成8年5月30日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

記

1 制定の理由

犯罪の被害者は、その直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的、経済的被害等多くの被害を受けている。中でも、精神的被害の問題は、極めて深刻であり、犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者が多数認められるところである。

警察は、被害者にとって最も身近な機関であり、被害の回復、軽減（被害感情の軽減を含む。）及び再発防止について、被害者から大きな期待が寄せられている立場にある。

こうした、被害者の視点に立った、被害者のための各種の施策を早急に強化するため、制定したものである。

2 制定の要点

- (1) 警察本部に沖縄県警察被害者支援推進委員会及び専門部会を設置した。
- (2) 関連施策ごとに、専門部会における検討事項を明記した。

別添

沖縄県警察被害者支援推進委員会設置要綱

第1 設置

沖縄県警察の被害者対策を推進するため、警察本部に沖縄県警察被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、被害者支援について総合的に検討するとともに、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

第3 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務部広報相談課長

委員 警務部総務課長 警務部警務課長 警務部会計課長 警務部教養課長 生活安全部生活安全企画課長 生活安全部少年課長 生活安全部生活保安課長 生活安全部サイバー犯罪対策課長 地域部地域課長 刑事部刑事企画課長 刑事部捜査第一課

長 刑事部捜査第二課長 刑事部捜査第三課長 刑事部組織犯罪対策課長 刑事部鑑識課長 交通部交通企画課長 交通部交通指導課長 交通部運転免許管理課長 交通部運転免許試験課長 警備部警備第一課長 警務部広報相談課被害者支援室長

第4 委員会の運営

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて意見を聞くことができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5 専門部会の構成

- 1 委員会の下に、特定の事項を検討させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。
- 3 部会の名称、構成員及び検討事項は、別表のとおりとする。

第6 部会の運営

- 1 部会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、部会への出席を求めて意見を聞くことができる。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長は、部会において検討した結果を委員会に報告しなければならない。

第7 委員会等の庶務

- 1 委員会の庶務は、警務部広報相談課において処理する。
- 2 部会に関する庶務は、会長の属する課において処理する。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成25年3月26日沖例規務第4号）

附 則（平成26年3月31日沖例規務第3号）

附 則（平成27年3月6日沖例規務第2号）

附 則（平成29年3月31日沖例規務第6号）

附 則（平成30年3月30日沖例規務第4号）

附 則（平成31年3月29日沖例規務第2号）

附 則（令和2年3月31日沖例規務第5号）

附 則（令和3年3月31日沖例規務第13号）

附 則（令和 4 年 3 月 31 日沖例規務第 7 号）